

お客さま各位

2024年12月5日

株式会社トマト銀行

「トマト・スーパー積金」の期間および払込方法の変更と 規定の改正について

平素はトマト銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当社で現在取扱中の「トマト・スーパー積金」において、期間および払込方法の変更と、変更に伴う規定を改正いたしますのでお知らせいたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、今後も一層のサービス向上に取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 変更内容

(1) 期間

【変更前】

期間
1年、2年 3年、4年、5年



【変更後】

期間
3年、4年、5年

(2) 払込方法

2025年1月6日以降に定期積金の口座を開設する場合、「口座振替」による取扱のみとさせていただきます。

2. 改正する規定

定期積金（スーパー積金）規定

3. 改正日

2025年1月6日（月）

4. 改正の内容

改正前	改正後
<p>1. (掛金の払込み) この定期積金(以下「この積金」という。)は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。 <u>払込みのときは必ず通帳を持参してください。</u></p> <p>2. (証券類の受入れ)(削除) <u>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。</u> <u>(2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。</u></p>	<p>1. (掛金の払込み) この定期積金(以下「この積金」という。)は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。 <u>(1) 2025年1月5日までに開設された口座払込みのときは必ず通帳を持参してください。</u> <u>(2) 2025年1月6日以降に開設された口座払込みはあらかじめ指定された預金口座から口座振替により掛金を払込むこととし、現金・小切手でのお取扱いはできません。口座振替により掛金を払込む場合は以下の各項に基づき取り扱うものとします。</u> <u>①通帳記載の掛金を払込日に当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出を省略して振替するものとします。</u> <u>②指定の払込日に引落指定口座の支払可能残高が不足する場合は、当社より連絡しません。</u> <u>③本条各項の取扱いにより事故・紛議などが生じましても当社は責任を負いません。</u></p>

下線部が変更箇所

以 上